

2019. 8. 29. No376

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakurou2017@gmail.com

高校就学支援「まーからわじーがてー」その①

就学支援金の経緯について

高校では、小中学校と違い県に対して授業料が発生します。全日制では毎月 9,900 円×12 月で年間で 118,800 円の負担となります。その負担を、民主党政権時に目玉政策として 2010 年度から始めた高校無償化法に基づき、すべての高校生授業料を国が県に相殺給付することで、実質授業料免除にしました。その後、自民党に政権が移り、数少ない前政権の善政？にケチをつけるような所得制限を 2014 年度から導入し、現在の就学支援金制度となってしまいました。

高校全日制の就学支援金について

小中の事務や、高校で担当したことのない方の為に概要を説明します。就学支援金を受けるためには、まず①所得制限があります。

ふたり親世帯は両親分、ひとり親世帯は片親分の課税証明書を取得し、県民税の所得割額と市町村民税の合計額が 507,000 円未満の場合に支援金対象となります（モデルケースでいうと両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人（16 歳以上）、中学生一人の子供がいる世帯で年収 910 万未満なので、私の感覚では 9 割強の世帯が該当すると思います）

次に②申請については、最新の課税証明書が毎年 6 月発行のため支援金支給期間は 7 月～翌年 6 月が基本となります。

その為 1 年生が、入学時の 4 月と最新の課税証明書が発行できる 6 月の合わせて年 2 回申請、2・3 年生は、最新の課税証明書が発行できる 6 月申請の年 1 回になります。

①の所得制限を超える者、②の申請を行わない者については毎月 9,900 円の授業料を収める必要があります。また、就学支援金については在学 36 月（休学期間を除く）の期限制限がありますが、①の所得要件を満たして過去に退学・転

学・編入したことがある者は、学び直し支援金が 24 月間支給されます。就学支援金や学び直し支援金が終了した者についても①をみたせば、授業料免除で支払が免除されます。（こちらは国からの相殺給付ではなく県単独の事業）端的に言う「所得制限を満たしていたら在学中いつまでも授業料は支払わなくてもいいですよ」という制度となっています。

定時制の就学支援金について

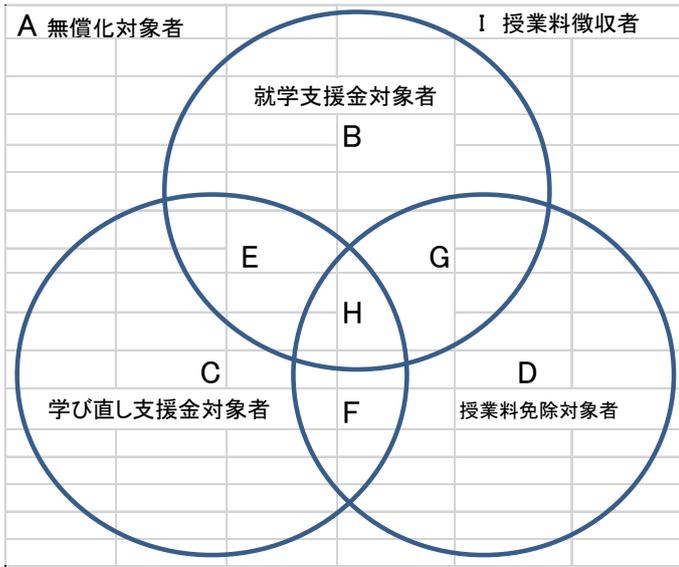
定時制の就学支援金・学び直し支援金・授業料免除はもっと複雑です（通信はもっと複雑）

支給制限所得は全日制と同じですが、授業料は単位分前納であることです。単位制の授業料は年度の前期 6 月・後期 6 月で各科目の単位登録を行い、その登録単位合計数に一単位 1,620 円をかけて半年分の授業料を算出します。（それを 6 月で割ると月額授業料になります）。例えば前期で 13 単位取ると前期授業料 21,060 円を登録時に納付ということになります（月額で 3,510 円になります）

一例ですが定時制高校（4 年制・単位制）だと、支給期間 48 月・支給単位最大 74 単位が就学支援の支給制限要件となり、それを超えると全日制の支援金と同じく、学び直し支援金を在学期間 24 月に限って支給できます。

定時制の就学支援金は各学年の前期・後期の登録単位の合計が 74 単位までが支給対象となっていました。単位制の学び直し支援金は登録単位合計ではなく、半期ごとに 10 単位まで支給可能となっています。就学支援金の支給制限、学び直し支援金の支給制限を超えたものが授業料免除申請の対象となります。

全日制では、就学支援金終了者は、学び直しになるか授業料免除になるか 2 パターンしかありませんが（月数管理のみ）単給制の支援金で



は制限月数に支給制限単位数が加わるため就学支援金・学び直し支援金・授業料免除者の支給パターンが増え上図のようになります。最悪です。管理できません。

就学支援金は2014年度に始まっておりAは旧制度（無償化＝授業料関係で事務手続きが何も必要がない＝保護者も事務もWINWIN。政権が変わらなければ多くの方が幸せを享受できたのに・・・）となります。所得基準以下だと普通Bの就学支援金該当となります。その後制限月数48月を在学するか、制限単位数74単位以上を登録する生徒は支援金対象外となります。

入学前に退学・転学・編入歴（同一校で全日から定時に編入といったのも含む）があるものは新たに学び直し支援金の対象者になりますが、例えば4月に就学支援金の残月数や残単位数が半端に残っていて、前期の単位の登録を行ってそれが就学支援金の残単位を超えた場合、Eの就学支援金・学び直し支援金併用者になります。退学・転学・編入歴がない生徒はDの授業料免除となり、同じく就学支援金の残月数や残単位数が半端に残っていたらGの就学支援金・授業料免除併用者となります。

学び直し支援金は前期・後期の単位登録で10単位までの制限がありますが、11単位を超える登録はよくあることなので、その結果、就学支援金・授業料免除との併用者が大量に出てきます。

就学支援金を使い果たし、該当する生徒は学び直し支援金を使い果たし、最終的には授業料免除（期限なし）をずっと続けられれば定時制では最長7年間高校へ通えます。また恐ろしいことに、泊高校に就学支援センターがありますがそこに一旦転学（実情は休学）すると定時制7年ルールがリセットされ新高校生として在学できるそうです。

このような複雑な制度のため支援金申請時期に残月数が超過していないか、また月が進むごとに残月数超過していないか、併用者になっていないか等各生徒ごと管理することが非常に困難です。文科省が用意したシステムは支援金の申請廃止・停止再開を主に行うだけなので、事務職員が手作業でいちいち把握し管理する必要があり、業務の多忙化をまねいています。

**** 所得の制限、本当に必要なの ****

そもそも所得制限を設けたのは、「公・私立学校の格差是正」や「低所得者の支援となる給付型奨学金」に充てる為であり、公立よりも高い授業料を負担する私立校在学の家庭に対しても公立と同様に所得制限を設け財源を求めるのは、本当に理屈にあっていますか？

同じ子育て世代の高額所得者を財源とせず、全ての高額所得者から財源を捻出したほうが、広く薄く負担も少なく財源確保が可能では？

「子育て世代の問題はその世代で解決しろ」とでも言いたいんでしょうか。それならば年金問題なども「同じ高齢者間で解決しろ」となってしまいますし、租税を含め全ての事でも同じ事が言えるのでは？と思います。

「子育て世代でも、別に高所得者だったら、同じ子供たちの為に負担しても当然」と言う意見もあると思います。しかし、同じ教育費のかかる子育て世代の低中所得者にもそう思わせるような差別的なやり方は、『高所得者を冷遇すれば低中所得者の多くの賛同を得られる』といった別の意図が見えるようで好きになれません。

（これでは思いが言い尽くせません。後日第2弾を連載します。これからも冲学労と共に悩み・考えていきましょう。乞うご期待を！）